

6. 町田市公共下水道における下水排除基準（下水道法及び町田市下水道条例第9条・第11条関連）

表8. 2（ダイオキシン類以外）

2024年4月1日現在

規制項目	町田処理区等				鶴川処理区、南多摩処理区等			
	特定事業場		その他		特定事業場		その他	
	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下		0.03mg/L以下		0.03mg/L以下		0.03mg/L以下	
シアン化合物	1mg/L以下		1mg/L以下		1mg/L以下		1mg/L以下	
有機りん化合物	0.2mg/L以下		0.2mg/L以下		1mg/L以下		1mg/L以下	
鉛及びその化合物	0.1mg/L以下		0.1mg/L以下		0.1mg/L以下		0.1mg/L以下	
六価クロム化合物	0.2mg/L以下		0.5mg/L以下		0.2mg/L以下		0.5mg/L以下	
ひ素及びその化合物	0.1mg/L以下		0.1mg/L以下		0.1mg/L以下		0.1mg/L以下	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/L以下		0.005mg/L以下		0.005mg/L以下		0.005mg/L以下	
アルキル水銀化合物	検出されないこと		検出されないこと		検出されないこと		検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下		0.003mg/L以下		0.003mg/L以下		0.003mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.1mg/L以下		0.1mg/L以下		0.1mg/L以下		0.1mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下		0.1mg/L以下		0.1mg/L以下		0.1mg/L以下	
ジクロロメタン	0.2mg/L以下		0.2mg/L以下		0.2mg/L以下		0.2mg/L以下	
四塩化炭素	0.02mg/L以下		0.02mg/L以下		0.02mg/L以下		0.02mg/L以下	
1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下		0.04mg/L以下		0.04mg/L以下		0.04mg/L以下	
1, 1-ジクロロエチレン	1mg/L以下		1mg/L以下		1mg/L以下		1mg/L以下	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下		0.4mg/L以下		0.4mg/L以下		0.4mg/L以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L以下		3mg/L以下		3mg/L以下		3mg/L以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下		0.06mg/L以下		0.06mg/L以下		0.06mg/L以下	
1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下		0.02mg/L以下		0.02mg/L以下		0.02mg/L以下	
チウラム	0.06mg/L以下		0.06mg/L以下		0.06mg/L以下		0.06mg/L以下	
シマジン	0.03mg/L以下		0.03mg/L以下		0.03mg/L以下		0.03mg/L以下	
チオベンカルブ	0.2mg/L以下		0.2mg/L以下		0.2mg/L以下		0.2mg/L以下	
ベンゼン	0.1mg/L以下		0.1mg/L以下		0.1mg/L以下		0.1mg/L以下	
セレン及びその化合物	0.1mg/L以下		0.1mg/L以下		0.1mg/L以下		0.1mg/L以下	
ほう素及びその化合物	10mg/L以下		10mg/L以下		10mg/L以下		10mg/L以下	
ふっ素及びその化合物	8mg/L以下		8mg/L以下		8mg/L以下		8mg/L以下	
1, 4-ジオキサン	0.5mg/L以下		0.5mg/L以下		0.5mg/L以下		0.5mg/L以下	
クロム及びその化合物	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下
銅及びその化合物	1mg/L以下 (3mg/L以下)	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下
亜鉛及びその化合物	1mg/L以下 (2mg/L以下)	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下
フェノール類	0.5mg/L以下	—	0.5mg/L以下	—	5mg/L以下	5mg/L以下	—	5mg/L以下
鉄及びその化合物(溶解性)	3mg/L以下 (10mg/L以下)	—	3mg/L以下	—	10mg/L以下	10mg/L以下	—	10mg/L以下
マンガン及びその化合物(溶解性)	1mg/L以下	—	1mg/L以下	—	10mg/L以下	10mg/L以下	—	10mg/L以下
生物化学的酸素要求量	600mg/L 未満	—	600mg/L 未満	—	600mg/L 未満	—	600mg/L 未満	—
浮遊物質	600mg/L 未満	—	600mg/L 未満	—	600mg/L 未満	—	600mg/L 未満	—
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量(鉱油類含有量)	5mg/L 以下	—	5mg/L 以下	—	5mg/L 以下	—	5mg/L 以下	—
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L 以下	—	5mg/L 以下	—	30mg/L 以下	—	30mg/L 以下	—
窒素含有量	120mg/L 未満	—	120mg/L 未満	—	120mg/L 未満	—	120mg/L 未満	—
燐(りん)含有量	16mg/L未満	—	16mg/L未満	—	16mg/L未満	—	16mg/L未満	—
水素イオン濃度(水素指数)	5を超え 9未満	5を超え 9未満	5を超え 9未満	5を超え 9未満	5を超え 9未満	5を超え9未満	5を超え 9未満	5を超え 9未満
ニッケル及びその化合物	1mg/L以下				—			
外観	受け入れる下水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色若しくは濁りが無いこと。				異常な着色又は発泡が認められないこと。			
臭気	受け入れる下水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。				—			
温度	45度未満							

備考1 内は直罰等による規制に係る基準です。

- 鶴川処理区における 内の基準のうち50m³/日未満の特定施設の設置者に係るクロム及びその化合物の基準は、工場を設置している者又は平成13年4月1日以降に指定作業場を設置した者等に適用し、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、フェノール類、鉄及びその化合物(溶解性)、マンガン及びその化合物(溶解性)の基準は、昭和47年4月2日以降に工場を設置した者又は平成13年4月1日以降に指定作業場を設置した者等に適用する基準です。工場とは「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）」第2条第7号に規定するもの、指定作業場とは同条第8条に規定するものです。
- 町田処理区における基準のうち、50m³/日以上の特設施設の設置者に係る銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物(溶解性)の()内の基準は、昭和46年11月1日前に設置された特定事業場に適用する基準です。

表8. 3（ダイオキシン類）

2000年1月15日現在

対象者	ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設の設置者
排除基準値	10pg-TEQ/L以下